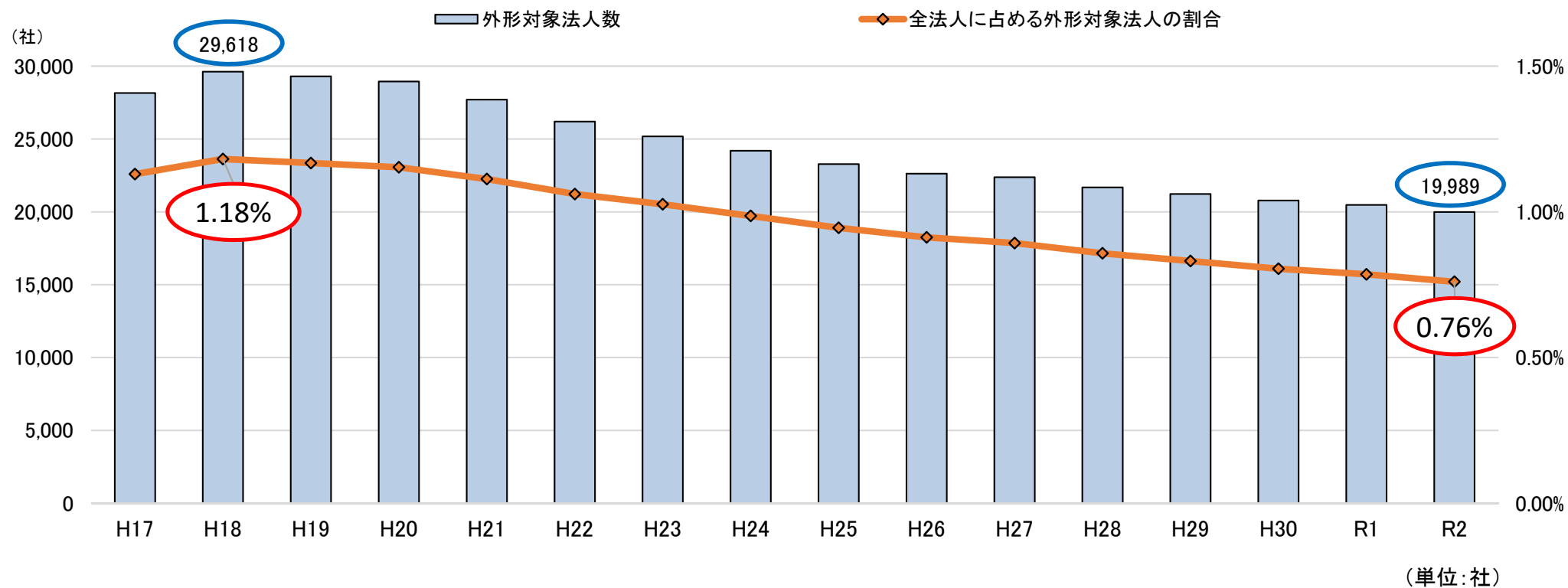


# 外形標準課税に関する状況

# 外形標準課税対象法人数の増減に係る 要因分析

## 外形標準課税対象法人数・割合の推移(全国)

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
- 平成18年度と比べて令和2年度は、数では約1万社の減少、割合では2/3に減少。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全法人数	2,492,935	2,507,171	2,509,668	2,510,465	2,489,828	2,468,869	2,453,772	2,453,748	2,462,474	2,479,271	2,506,528	2,527,342	2,553,409	2,582,032	2,605,974	2,629,728
うち外形対象法人数	28,158	29,618	29,301	28,943	27,702	26,196	25,176	24,194	23,275	22,624	22,380	21,681	21,225	20,780	20,474	19,989
外形対象法人数の割合	1.13%	1.18%	1.17%	1.15%	1.11%	1.06%	1.03%	0.99%	0.95%	0.91%	0.89%	0.86%	0.83%	0.80%	0.79%	0.76%

※ 「道府県の課税状況に関する調」による。

## 資本金別法人数の推移(全国)(課税状況調より)

- 外形標準課税対象法人は、全ての資本金区分で減少しているが、特に、資本金1億円超10億円未満の減少割合が大きい(▲37.1%)。
- 一方、外形標準課税対象外法人は、資本金1億円の法人の増加が大きい(+45.0%)。

### 【外形対象法人】

(単位:社)

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
50億円以上	2,441	2,224	▲ 217	▲ 8.9%
10億円以上50億円未満	4,584	3,562	▲ 1,022	▲ 22.3%
1億円超10億円未満	22,593	14,203	▲ 8,390	▲ 37.1%
合計	29,618	19,989	▲ 9,629	▲ 32.5%

### 【外形対象外法人】

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
1億円	9,022	13,086	4,064	45.0%
5,000万円以上1億円未満	57,883	63,211	5,328	9.2%
1,000万円以上5,000万円未満	1,001,386	789,863	▲ 211,523	▲ 21.1%
300万円以上1,000万円未満	1,348,840	1,221,168	▲ 127,672	▲ 9.5%
300万円未満	59,828	521,520	461,692	771.7%
合計(※)	2,477,553	2,609,739	132,186	5.3%

### 【全法人】

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
全法人計	2,507,171	2,629,728	122,557	4.9%

※外形対象外法人の合計には、資本金1億円以下の普通法人に加えて、所得割のみ課されている法人(例:投資法人、特定目的会社等)についても含んでいる。

## 都道府県別外形標準課税対象法人数の減少(確定申告ベース)

○ 外形標準課税対象法人数は全団体で減少しており、全都道府県合計で3割減。

	H18	R2	増減率
北海道	762	455	▲ 40.3%
青森県	123	77	▲ 37.4%
岩手県	165	91	▲ 44.8%
宮城県	324	198	▲ 38.9%
秋田県	123	59	▲ 52.0%
山形県	152	98	▲ 35.5%
福島県	218	149	▲ 31.7%
茨城県	297	155	▲ 47.8%
栃木県	217	128	▲ 41.0%
群馬県	251	157	▲ 37.5%
埼玉県	668	364	▲ 45.5%
千葉県	527	359	▲ 31.9%
東京都	13,366	9,891	▲ 26.0%
神奈川県	1,453	911	▲ 37.3%
新潟県	324	201	▲ 38.0%
富山県	233	160	▲ 31.3%
石川県	223	155	▲ 30.5%
福井県	120	93	▲ 22.5%
山梨県	96	61	▲ 36.5%
長野県	348	203	▲ 41.7%
岐阜県	237	141	▲ 40.5%
静岡県	519	324	▲ 37.6%
愛知県	1,432	963	▲ 32.8%
三重県	212	134	▲ 36.8%

	H18	R2	増減率
滋賀県	148	87	▲ 41.2%
京都府	460	295	▲ 35.9%
大阪府	2,628	1,531	▲ 41.7%
兵庫県	773	498	▲ 35.6%
奈良県	91	40	▲ 56.0%
和歌山県	75	43	▲ 42.7%
鳥取県	73	43	▲ 41.1%
島根県	79	54	▲ 31.6%
岡山県	246	150	▲ 39.0%
広島県	370	239	▲ 35.4%
山口県	167	112	▲ 32.9%
徳島県	81	53	▲ 34.6%
香川県	153	99	▲ 35.3%
愛媛県	142	112	▲ 21.1%
高知県	85	31	▲ 63.5%
福岡県	731	474	▲ 35.2%
佐賀県	73	49	▲ 32.9%
長崎県	125	76	▲ 39.2%
熊本県	157	106	▲ 32.5%
大分県	126	71	▲ 43.7%
宮崎県	91	61	▲ 33.0%
鹿児島県	150	85	▲ 43.3%
沖縄県	204	153	▲ 25.0%
合計	29,618	19,989	▲ 32.5%

※ 「道府県の課税状況に関する調」を基に本店所在の都道府県で作成。

※ 上記の法人数は、地方税法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号の事業を営む法人は含まれていない。

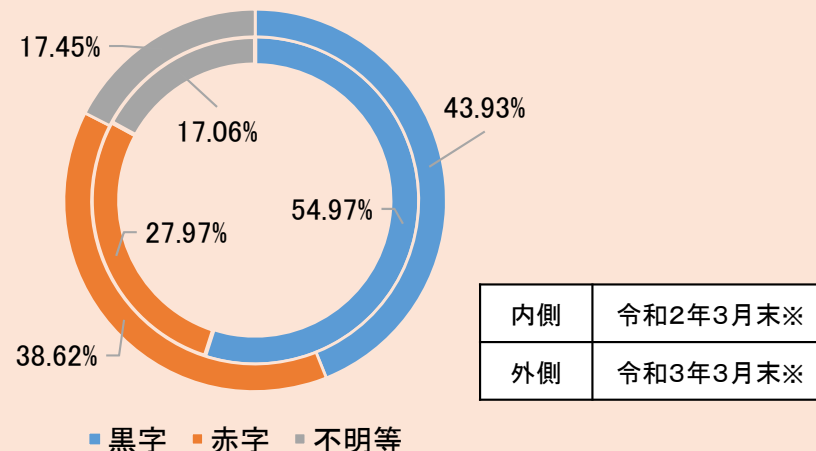
# 民間調査会社の分析

- 資本金の額により税制が決まるため、大手企業の資本金1億円以下への減資事例が相次いでいると指摘する民間調査会社の分析もある。

【資本金1億円以下に減資した企業の産業別の数・構成比】

	令和2年3月末※		令和3年3月末※		
	社数	構成比	社数	構成比	前年比
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100.00%	997	100.00%	39.44%

【資本金1億円以下に減資した企業の損益別の構成比】



※ それぞれ東京商工リサーチ企業データベースにおける令和2年3月末時点及び令和3年3月末時点のデータと各前年3月末時点のデータとの比較。

(出典)東京商工リサーチホームページ「減資企業」動向調査(令和3年6月9日付け)を総務省において一部加工 [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210609\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210609_01.html)

## 【東京商工リサーチ「2021年度上半期「減資企業」動向調査」(令和3年11月12日付け)より抜粋】(下線は総務省)

新型コロナウイルスの影響が長期化し、業績悪化に対して財務内容を改善する動きが出始めた。上場企業の不動産売却などの資産売却のほか、資本金の減資も柱になっている。

さらに、外形標準課税の対象から外れるなど中小企業向けの税制の優遇措置を狙った大企業の中小企業化も進み、減資企業の増加ペースが強まっている。

資本金は、これまで企業の規模や実力を測る目安だった。だが、業績が悪化した大手企業の減資で、資本金額のスーティラスも薄まっている。特に、著名企業の1億円以下への減資が相次いだことで、減資に対する足かせが外れた風潮もある。また、資本金を1億円以下に減資するメリットも認知され、節税などを目的に減資する動きも広まっている。

資本金額だけで税制が決まる現行制度の問題点も指摘される。ただ、減資へのハードルが下がったとはいえ、信用力の乏しい中小企業は減資の官報公告だけで信用が左右されることもある。一方、大企業や大手資本系列の企業は、減資だけでは信用に影響を受けにくい。

現行の中小企業向け税制優遇措置を生かしながら、中小企業の定義見直しも必要かもしれない。コロナ禍で財務内容が悪化し、過剰債務に陥った企業も多いだけに、今後も資本金の減資動向が注目される。

(出典)東京商工リサーチホームページ「2021年度上半期「減資企業」動向調査」(令和3年11月12日付け) [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20211112\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20211112_01.html)

## 外形標準課税対象法人数の増減に係る要因分析調査概要

### □ 調査趣旨・目的:

中長期で、外形対象法人の数が具体的にどのような要因で減少しているのかを分析するため。

### □ 調査方式:

総務省都道府県税課から都道府県に照会

### □ 調査対象:

H24年度及びR2年度の各年度において、当該都道府県に本店を有する外形標準課税対象法人

### □ 調査内容:

#### (1) H24年度からR2年度の外形対象法人数の増減内訳

H24年度からR2年度の間において外形標準課税の対象外となった法人数と、新たに対象となった法人数を調査。

#### (2) 増減数の要因分析

H24年度からR2年度間において外形標準課税対象外となった法人及び新たに対象となった法人からサンプルとなる法人を無作為に抽出。サンプル数は、各都道府県におけるH24年度からR2年度間の増減数計に応じて、あらかじめ都道府県ごとに10～100社と設定。

### □ 有効回答数:

42団体（H24年度の法人情報を統計的に集計できない等の理由により一部団体で回答不可。）

## 集計結果

- 外形標準課税対象法人数の減少要因としては、「減資によるもの」が最も多い（59.4%）。
- 減資の理由としては、資本金から資本剰余金への項目変更による減資、欠損填補のための減資、株主への払い戻しのための減資、100%子会社化などの組織再編に伴う減資などが考えられる。
- 一方、増加要因としては、「増資によるもの」（46.7%）及び「新設」（36.7%）となっている。

### ○ 外形標準課税対象法人数の増減内訳

（単位：社）

H24	R2	R2-H24	うち減少分	うち増加分
22,367	18,597	▲3,770	▲8,224	4,454

### ○ 減少及び増加した法人の要因

#### 【外形標準課税対象法人数の減少要因】

サンプル数：789社

減資によるもの	59.4%
本店の他都道府県への移転	6.5%
合併に伴う解散	19.0%
清算終了（通常の解散）・破産	12.5%
休業	2.0%
その他	0.3%
不明	0.3%

#### 【外形標準課税対象法人数の増加要因】

サンプル数：739社

増資によるもの	46.7%
新設	36.7%
本店の他都道府県からの移転	16.2%
その他	0.3%
不明	0.1%

※ 減少及び増加の要因において、「その他」の主なものは次のとおり。

減少要因：課税方式の変更に伴い外形標準課税の対象でなくなった

増加要因：課税方式の変更に伴い外形標準課税の対象となった、休業中の法人が事業を再開した など

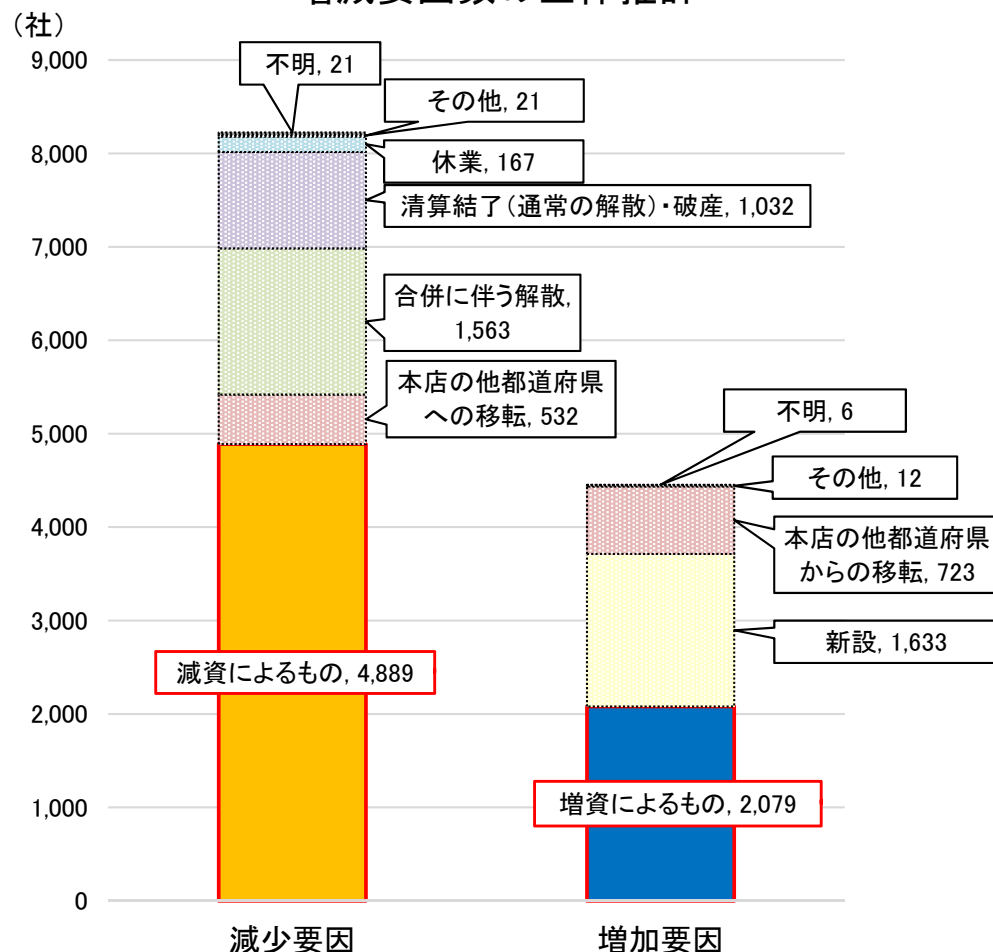
※ 減少及び増加の要因において「不明」とは、H24年度からR2年度間において外形標準課税対象外となったことは把握出来るものの、過去のデータ等が消去されたことにより要因が不明なもの。



## 集計結果からの試算

- 増加要因のうち増資以外の要因（新設、他都道府県からの移転）と、減少要因のうち減資以外の要因（他都道府県への移転、合併に伴う解散、清算終了・破産、休業）は、おおむね同数と考えることができる。
- 一方で、増加要因のうち「増資」と、減少要因のうち「減資」との差は、2,819社と大きい。このことから、外形標準課税対象法人の主な減少要因は、「減資」ではないかと考えられる。

増減要因数の全体推計



【外形標準課税対象法人数の減少要因】

	割合	全体推計 (社)
減資によるもの	59.4%	4,889
本店の他都道府県への移転	6.5%	532
合併に伴う解散	19.0%	1,563
清算終了(通常解散)・破産	12.5%	1,032
休業	2.0%	167
その他	0.3%	21
不明	0.3%	21
計	100.0%	8,224

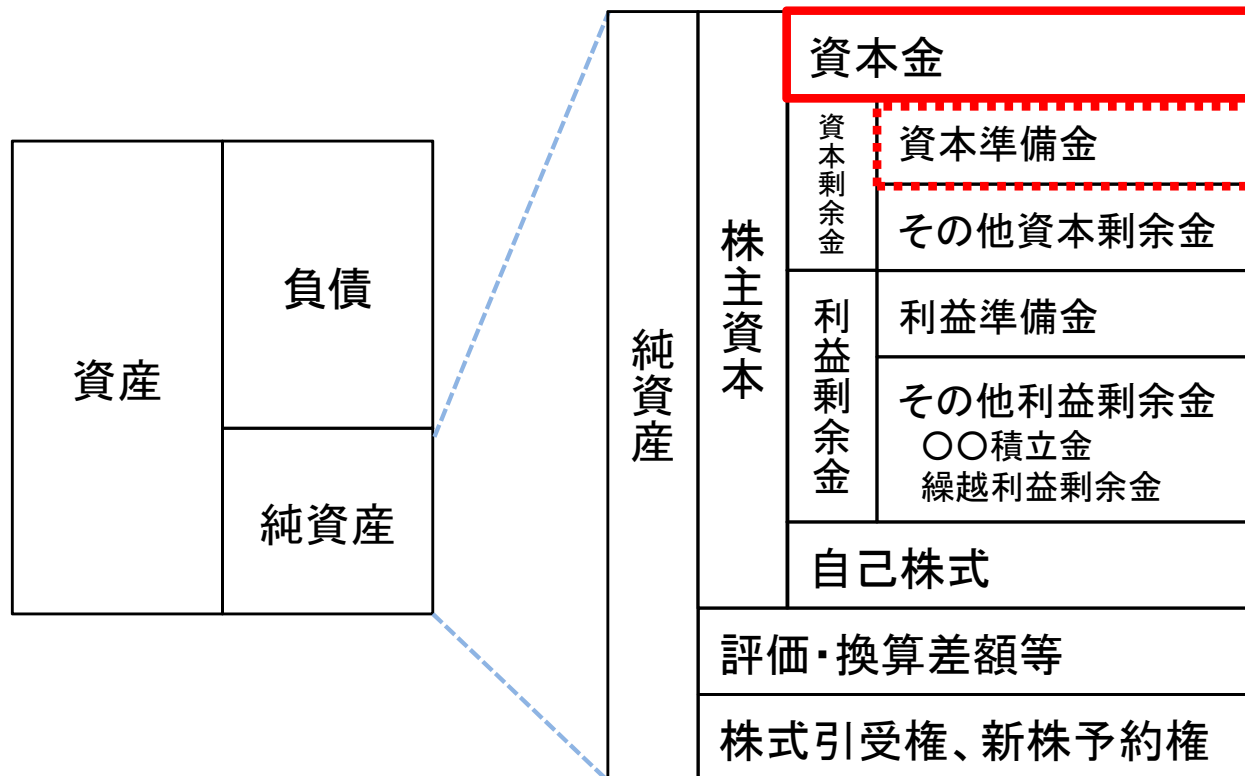
【外形標準課税対象法人数の増加要因】

	割合	全体推計 (社)
増資によるもの	46.7%	2,079
新設	36.7%	1,633
本店の他都道府県からの移転	16.2%	723
その他	0.3%	12
不明	0.1%	6
計	100.0%	4,454

# 資本金制度の変遷(会社法)

- 資本金は、設立又は株式発行に際して、株主が会社に対して払込み又は給付をした財産の額（会社法第445条第1項）。
- また、そのうちの2分の1を超えない額は、資本金としないことが認められ（同条第2項）、その場合には、資本準備金としなければならない（同条第3項）。
- なお、これらは、貸借対照表において、純資産の部の中の株主資本を構成（会社計算規則第76条第2項、第4項）。

## 【株式会社の貸借対照表における資本金】



(参考:税法上)

資本金等の額	資本金の額
	資本金の額以外
利益積立金額	

(注) 資本金の額は、株主総会特別決議等の手続きを経ることにより、減少させることができる。

## 資本制度に係るこれまでの主な改正(旧商法・会社法)

○ 平成13年の商法改正、平成17年の会社法制定を経て、資本金制度の柔軟化、減資手続の緩和が進んでいる。

### 平成2(1990)年 商法改正

- 利益配当以外の利益処分額の10%以上の利益準備金への積立て
- 最低資本金制度(株式会社1,000万円)の導入

### 平成13(2001)年 商法改正

- 額面株式の廃止、払込資本の資本金と資本準備金への配分に関する規制の緩和
- 自己株式の取得・保有に関する規制緩和と種類株式の多様化
- 法定準備金の積立てに関する規制の緩和
- 減資差益の資本準備金への繰入規制の廃止
- 法定準備金による資本の欠損てん補における順序規制の廃止
- 法定準備金の使途に関する規制の緩和

### 平成17(2005)年 会社法成立(平成18(2006)年施行)

- 最低資本金制度の廃止
- 法定準備金の減少・積立額に関する規制の緩和
- 資本金・法定準備金の減少手続の緩和
- 会社財産の払戻しに対する横断的規制の導入
- 資本の部の計数の変動に関する規制の緩和
- 自己株式の取得に関する統一規制の整備

# 減資の主なパターン

- 減資の主なパターンとして、①項目変更、②損失の処理、③株主への払戻しがある。

## 【株式会社の貸借対照表における減資とその後】

### ① 項目変更

減資	純資産	株主資本	資本金			
			資本剰余金	資本準備金		
				その他資本剰余金		
			利益剰余金	利益準備金		
				その他利益剰余金	〇〇積立金	
					繰越利益剰余金	
			自己株式			
			評価・換算差額等			
			株式引受権、新株予約権			

### ② 損失の処理

減資	純資産	株主資本	資本金			
			資本剰余金	資本準備金		
				その他資本剰余金	損失の処理	
			利益剰余金	利益準備金		
				その他利益剰余金	〇〇積立金	
					繰越利益剰余金	
			自己株式			
			評価・換算差額等			
			株式引受権、新株予約権			

### ③ 株主への払戻し

減資	純資産	株主資本	資本金			
			資本剰余金	資本準備金		
				その他資本剰余金	株主への払戻し	
			利益剰余金	利益準備金		
				その他利益剰余金	〇〇積立金	
					繰越利益剰余金	
			自己株式			
			評価・換算差額等			
			株式引受権、新株予約権			

# 法人課税における大法人/中小法人の区分

# 法人税法・租税特別措置法における中小法人(中小企業者)の範囲

- 法人税では、大法人・中小法人を区分するため「資本金1億円」を原則的な基準としている。
- 中小法人については法人税の軽減税率等の措置が講じられているが、その中小法人から資本金が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除くこととしている。
- また、中小法人向けの租税特別措置(中小企業技術基盤強化税制等)も講じられているが、その中小法人からは同一の大規模法人に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人等を除くこととしているほか、定義上は中小法人であっても平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人等にあつては、中小法人向けの租税特別措置の適用はできないこととしている。

## 法人税法の中小法人 (法人税の軽減税率等)

- 資本金が1億円以下の法人又は資本等を有しない法人のうち、次の法人以外の法人

- ・ **大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人**
- ・ **100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人**
- ・ 相互会社
- ・ 投資法人
- ・ 特定目的会社
- ・ 受託法人
- ・ 他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金1億円超である法人に該当する場合等における通算法人

中小法人(中小企業者)から除かれる法人

中小法人向けの租税特別措置の適用ができない法人

## 租税特別措置法の中小企業者 (中小企業技術基盤強化税制等)

- 資本金が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人又は資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人

- ・ **同一の大規模法人(※)に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人(①)**
- ・ **複数の大規模法人(※)に発行済株式等の3分の2以上を所有されている法人(②)**
- ※ 以下のいずれかに該当する法人
  - ・ 資本金1億円超の法人
  - ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人
  - ・ 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人
  - ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
  - ・ 資本金1億円以下の法人のうち、上記(①)(②)以外の法人
  - ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 受託法人

- ・ **適用除外事業者(課税所得(過去3年間平均)15億円超の法人)**
- ・ **通算適用除外事業者(他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者)に該当する場合における通算法人)**

## 地方法人課税における法人区分

- 法人事業税の外形標準課税の適用対象基準として、制度導入以来、「資本金」を用いている。
- 法人住民税の均等割では、均等割額（定額）を決めるための尺度として「資本金等の額」及び「従業者数」を用いている。

項 目	基準の内容
外形標準課税の適用対象 (法人事業税)	<p><b>「資本金」</b></p> <p>※ 資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人として、資本金1億円以下の法人を所得課税法人とする。</p> <p>(当該基準を用いている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度税制改正時の景気状況を勘案し、法人税において軽減税率を適用される法人が資本金1億円以下の法人であることを参考にしたもの。</li> <li>・ 資本金が法人の登記事項であり、当該法人のみならず、第三者から見ても明確なものであるため。</li> </ul>
均等割の税率区分 (法人住民税)	<p><b>「資本金等の額※」及び「従業者数」</b></p> <p>※1 「法人税法上の資本金等の額」に無償増減資等を加減算したもの</p> <p>※2 自己株式の取得等により「資本金等の額」&lt;「資本金+資本準備金」となった場合は、「資本金+資本準備金」</p> <p>※3 「法人税法上の資本金等の額」は、法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいい、いわゆる払込資本を指す概念である。</p> <p>(当該基準を用いている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金等の額を用いるのは、その多寡によって法人等の税負担能力に差があること、あるいは、中小法人等に対して負担の軽減を図る必要があること等の趣旨による。</li> <li>・ 従業者数を用いるのは、資本金等の額が同一のランクの法人であっても、従業者数が少ない出張所などと従業者数が多い本店・支店とに同様の税負担を求めることは適当ではないと考えられるため。</li> </ul>



## (参考)法人住民税均等割の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様、幅広く負担を求めるもの。
- 道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定。

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

※ 道府県民税均等割については制限税率なし。市町村民税均等割については、制限税率は標準税率の1.2倍。

# 外形標準課税制度の変遷

## 法人事業税の改革(外形標準課税の導入)の趣旨

- 外形標準課税の導入の趣旨は、①税負担の公平性の確保、②応益課税としての税の性格の明確化、③地方分権を支える基幹税の安定化、④経済の活性化、経済構造改革の促進とされていた。

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)  
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

### 2. 法人事業税

#### (4) 法人事業税の概要

##### ① 法人事業税の性格

地方公共団体が供給する行政サービスは、法人の事業活動に様々な形で寄与しています。その受益を定量的に捉えることは難しいことですが、企業に対する直接のサービスのみならず、福祉、教育、環境保全、産業・都市基盤整備、警察や消防・防災など、極めて広範に及んでいます。

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たっては地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものです。昭和24年のシャープ勧告においても、「事業及び労働者がその地方に存在するために必要となってくる都道府県施策の経費」を負担する税とされています。法人事業税の負担額が法人所得計算において損金に算入されていることも、こうした法人事業税の性格を反映したものです。

このように、法人事業税は、法人に対し、その企業活動により得られる利益を基礎にして税負担を求める法人税とは、課税の根拠、課税客体などを異にしているものです。

現在、法人事業税は、都道府県の税収に対し24%を占めており(平成12年度地方財政計画ベース。なお、昭和35、36年度には50%)、昭和23年に創設されて以来、都道府県の基幹税目として一貫して重要な地位を占めています

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)  
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

## 2. 法人事業税

### (4) 法人事業税の概要

#### ② 外形標準課税の意義

##### イ. 地方分権を支える安定的な地方税源の確保

地方公共団体が提供する住民の日常生活や産業活動を支える幅広い行政サービスは安定的に供給されることが必要であり、地方公共団体の自主財源の根幹をなす地方税は、できるだけ安定的で、変動の少ない税であることが望まれます。外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系を構築する上で重要な役割を果たすことになると思います。

また、都道府県においては、自らの課税努力により確保する税目が少ないことから、外形標準課税の導入は、実質的な意味でも都道府県独自の基幹税を持つことにつながり、地方自治のあり方として望ましいものであると考えます。

なお、応益課税の負担を求めるという観点からは、地方公共団体は、より一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、外形標準課税の導入は、責任のある地方自治の構築に資するという指摘もなされています。

##### ロ. 応益課税としての税の性格の明確化

法人事業税本来の性格を踏まえれば、その課税標準は、法人の事業活動の規模をできるだけ適切に表すものであることが望ましいところです。

しかしながら、現行の法人事業税は、原則として法人の所得を課税標準としているため、事業活動の規模との関係が適切に反映されず、本来の応益課税の性格から見て、望ましいあり方になっていないところです。

法人事業税への外形標準課税の導入は、事業税本来の性格の明確化を図るという観点からも、大きな意義を有する改革になるものと考えます。

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)  
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

## ハ. 税負担の公平性の確保

我が国の法人の状況を見ると、約3分の2にも及ぶ法人が欠損法人となっており、法人事業税を負担していない状況にあります。事業活動を行っている法人は、その事業活動の規模に応じて、地方の行政サービスから一定の受益を得ているものと考えられ、事業税の性格を踏まえれば負担の公平という観点から見て適当でないという指摘があります。また、欠損法人をはじめ、事業活動規模に比して所得が少ない法人は、その事業活動規模にふさわしい事業税を負担しておらず、事業活動規模に比して所得が大きい法人の負担が大きくなっています。また、同一法人でも、特別損益の影響も含めて、年度間での納税額が大きく変動し、事業活動規模を反映したものとなりにくい状況にあります。

外形標準課税の導入により、地方公共団体の行政サービスから受益を得ている法人が、その受益に応じて、薄く広く税負担を分担する仕組みに改革していくことは、税負担の公平の観点からも重要です。

さらに、事業活動規模に応じて税を負担することとなり、応益原則による地方税の負担をより公平に分担する税制の構築につながるものと考えます。

このような観点から外形基準による課税の例外は極力少なくすることが求められます。

## 二. 経済の活性化、経済構造改革の促進

外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うこととなります。このため、所得に比例して税負担が増加する現行の所得基準による課税よりも、外形基準による課税の方が、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資するものと考えられます。したがって、その導入は、そのような効果を通じて、経済の活性化、経済構造改革の促進に資することが期待できます。なお、外形基準の採り方によっては、経済の活性化を妨げるのではないかという意見もありました。

また、外形標準課税により税負担が薄く広く、かつ、安定的なものとなることは、企業にとって計画的な経営を行いやすくする面もあるのではないかと考えられます。

## 外形標準課税導入時に適用対象を「資本金1億円超」とした理由

- 平成15年度税制改正における党税調での議論により、「現下の景気の状態等も勘案」し、法人税の軽減税率等の対象法人の範囲を踏まえ、資本金1億円超の法人を外形対象法人とすることとされた。

### 平成15年度税制改正大綱(平成14年12月13日 自由民主党・公明党・保守党)〈抜粋〉

#### 第一 基本的考え方

#### 6 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて薄く広く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するものである。このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。

今回、これまでの議論を踏まえ検討を行った結果、現下の景気の状態等も勘案し、平成15年度に、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用する。

なお、制度創設に当たっては、雇用の安定と資本の充実について十分な配慮措置を講ずるものとする。

### 〈平成15年3月6日〉衆・総務委 黄川田徹君に対する答弁

#### ○若松総務副大臣

法人税におきまず軽減税率が適用される法人、これは資本金一億円以下の法人に限られている、こういういわゆる税法上の取り扱いをもとに、今回、資本金一億円を外形標準課税の対象範囲の基準としたものでございます。

そこで、委員が、中小企業基本法の三億円を適用されたらどうか、こういうお考えでございますが、この中小企業基本法は、中小企業の範囲が業種ごとに異なりまして、また、資本金の要件だけではなくて従業員数の要件等の定義もございまして、これは非常に複雑にもなっておりますので、私どもといたしましては、税法上の対象法人の範囲を定める基準にはなじまないということで、先ほどの法人税の一億円、これを適用させていただいた次第です。

(参考)法人税法上の区分、中小企業基本法上の中小企業者の定義

【法人税法上の区分(平成15年当時)】

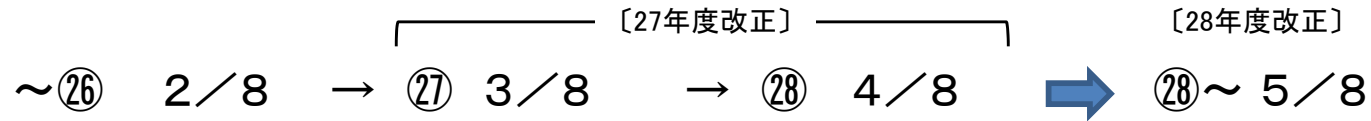
区分		税率
資本金1億円超		30%
資本金1億円以下	800万円超の所得	30%
	800万円以下の所得	22%

【中小企業基本法上の「中小企業者」(平成15年当時)】

業種(会社)	資本金の額又は	常時使用する従業員の数
	出資の総額	
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (以下の業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

# 法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大(H27・H28年度改正)

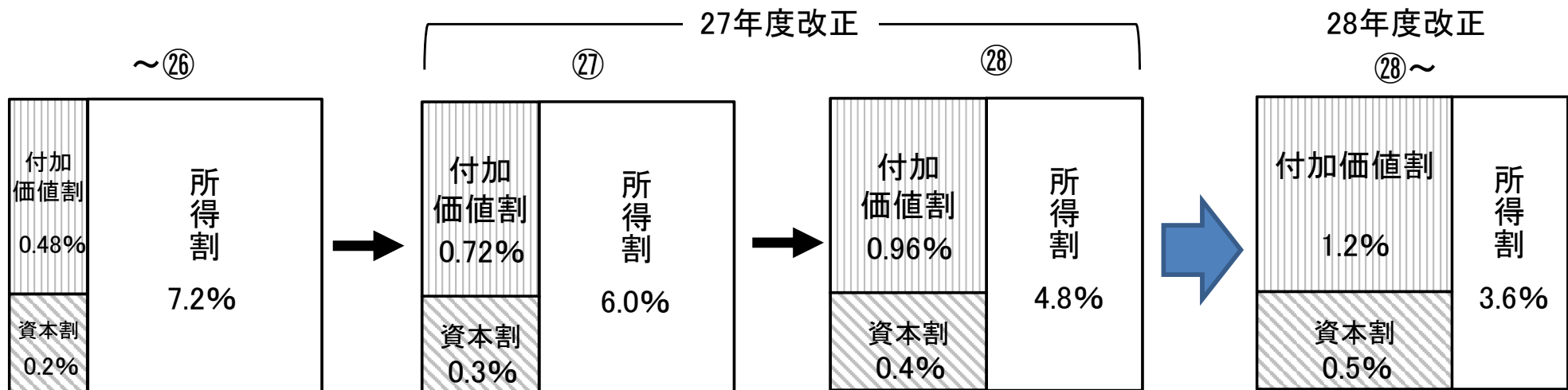
法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を拡大してきた。



## 【税率】

	～②⑥	②⑦	②⑧	②⑧～
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	1.2%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%

[27年度改正] [28年度改正]



- ※ 資本割における特例(圧縮特例、持株会社特例、個別特例)については、従前の特例の趣旨を踏まえ、維持。
- ※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
- ※ 所得割の税率には地方法人特別税又は特別法人事業税を含む。



## 法人実効税率の引下げ

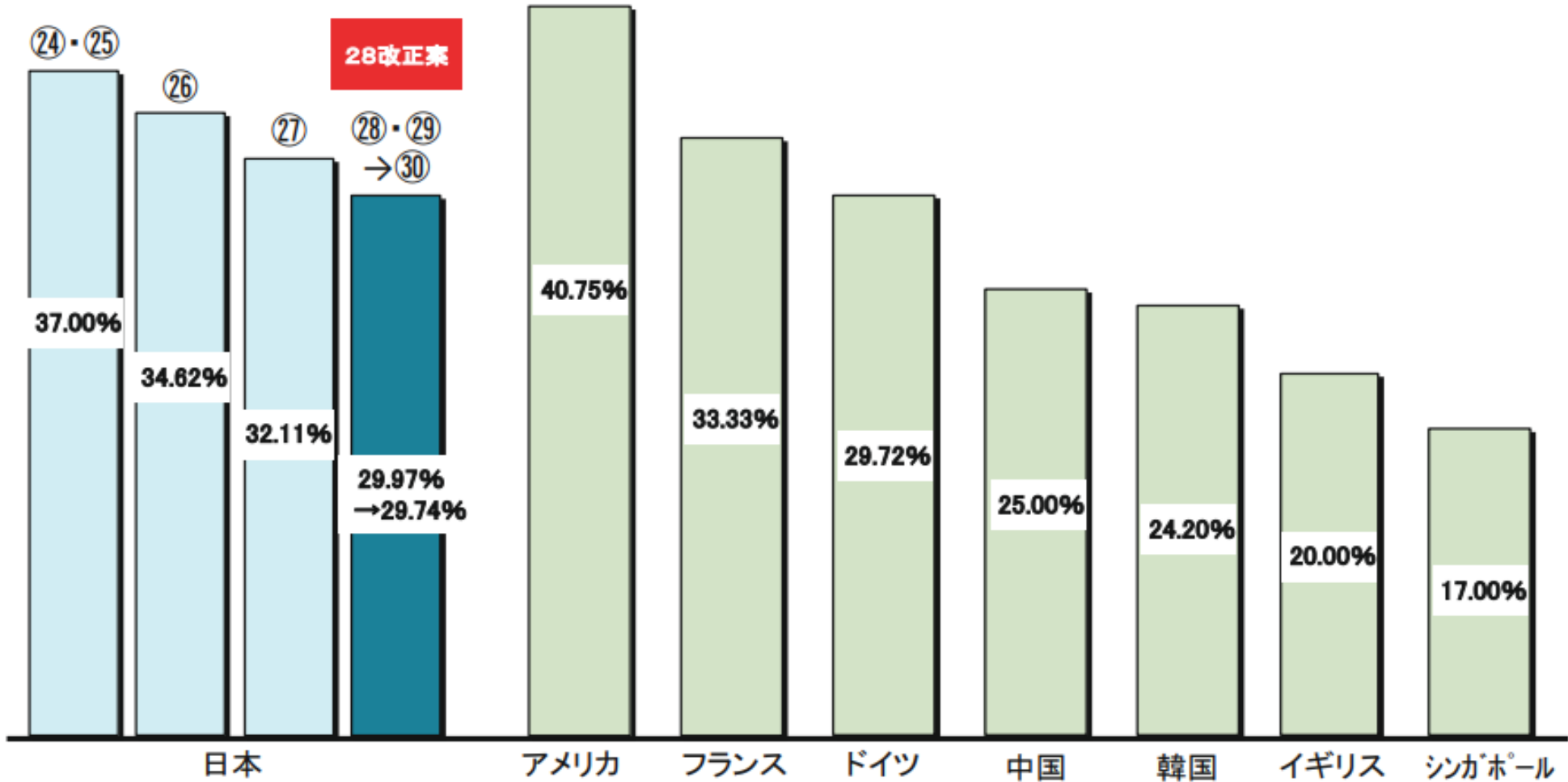
H28.1.28政府税調資料

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
<b>大法人向け法人事業税所得割</b> * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率 * 税率は特別法人事業税を含めた税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(2015年12月現在)



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典) OECD、各国政府資料等

## 平成28年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

- 平成28年度税制改正大綱において、成長志向の法人税改革の一環として、大法人向けの外形標準課税を8分の5へ拡大することとされた。

### 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

平成27年12月16日  
自由民主党  
公明党

#### 1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

##### (1) 成長志向の法人税改革

##### ① 法人実効税率「20%台」の実現

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

改革初年度の平成27年度税制改正においては、欠損金繰越控除の段階的見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の段階的拡大及び租税特別措置の見直しにより財源を確保しつつ、税率を引き下げ、法人実効税率（従前34.62%）を平成27年度に32.11%とした。  
(中略)

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割（地方法人特別税を含む。）の標準税率（平成27年度6.0%）を、平成28年度に3.6%に引き下げる。（後略）

# (参考)平成27年度税制改正大綱(外形標準課税関係部分抜粋)

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

### I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

#### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

##### (2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

① 第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。また、賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。(後段略)

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(以下略)